平成２１年（フ）第８７１号
兵庫県高砂市曽根町2467番地の５、従前の住所兵庫県高砂市春日野町10番１―402号
債務者　西村千代子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８２号
兵庫県加古川市加古川町備後152番地の６、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２グランプレステージ加古川Ⅱ―201号
債務者　實川　弘樹
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８９５号
兵庫県姫路市日出町３丁目18番地　県営日出住宅１棟210
債務者　角口滿壽子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７７１号
大分市顕徳町１丁目13番８―802号　第２駅南ふれあいのもり
債務者　山本　幸盛
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７９４号
大分県別府市大字鶴見2896番地の13
債務者　足達　珠美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５０号
鹿児島県鹿児島市犬迫町6370番地２
債務者　年永　竜夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町22番５号
債務者　友野　俊一
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町23―８　ハーバービュー南洲公園307号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市易居町５番20号
債務者　横山　友美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
山形県西村山郡河北町谷地乙151番地
債務者　井上　敏昭
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８４号
北海道北斗市白川28番地
債務者　日計　　元
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９０号
函館市的場町19番29号
債務者　大野　貴佳
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０８号
函館市亀田中野町271番地99
債務者　石井　康一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０９号
函館市花園町17番19号
債務者　三浦　大介
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６１０号
函館市堀川町28番６号
債務者　山崎　由香
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７０号
北海道滝川市扇町２丁目11番26号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
北海道滝川市幸町２丁目16番６号　開西団地52号
債務者　西多　明美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
川崎市宮前区野川928番地１　エクセレンス花水木Ｅ
債務者　田島　夕呼（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係